

OTASUKE人事

第 23 話 「労働時間規制の適用除外～管理監督者について～」

「管理職は管理職手当がつくので残業手当がない」と考えられる方が多いのではないのでしょうか。これは、労働基準法第41条2号のいわゆる管理監督者に該当するものとしての取り扱いですが、実際には管理職＝労基法上の管理監督者とは、なかなか判断されません。今回は会社組織上の管理職ではあるが、「労基法上の管理監督者」ではないとされ、残業手当の請求が行われた事案をご紹介します。

< 事案の概要 ～神代学園ミュージック音楽院事件 東京高裁平成 17 年 3 月 30 日判決～ >

従業員X1・X2・X3は、Yの個人経営する音楽院またはYが理事を務める学校法人Y学園にいわゆる管理職として雇用されていたが、平成13年4月に実施された賃金体系の変更により、基本給＋役職手当で構成されることとなり、これまで支払われていた時間外手当(いわゆる残業手当)が支払われなくなった。

従業員3名の役職・担当職務および給与額(基本給＋役職手当)はそれぞれ下記のとおりとなっていた。

X1・・・教務部長。講師・学生の管理業務。	(基本給 30 万 2000 円 + 役職手当 10 万円)
X2・・・事業部長。広報・経理業務。	(基本給 29 万 9000 円 + 役職手当 10 万円)
X3・・・課長。担当職務は不明。	(基本給 31 万 4000 円 + 役職手当 6 万円)

なお、X1とX2については、講師の従業員の採用に関与し、人事評価を担当していたものの、Yに対して報告を行わなければならない状況であり、出退勤については3名ともタイムカードで管理され、他の従業員と同様に余裕をもった出勤をしていたほか、平成13年3月までは時間外労働等の実績に応じた時間外手当を受けていた。

そこで従業員X1・X2・X3は、Yおよび学校法人Y学園に対して、管理監督者該当性を否定して、未払の時間外手当(いわゆる残業代)の支払いを求めたものである。

< 本事案の問題点 >

～労働基準法上の「管理監督者」とは、どのような人が該当するのか？～



< 問題点に対する解説 >

管理監督者に時間外手当(残業手当)がつかないのは、どういう根拠があるのが確認しましょう。

(1) 労働時間規制の適用除外(労基法第41条)

労基法第41条では、下記の者について、その勤務態様から、同法が定める労働時間、休憩および休日等の規定がなじまないとして、その適用を除外しています。

農業・水産業等に従事する者(天候に左右されるため)

管理監督者・機密事務取扱者

監視・断続的労働従事者(労働密度が低く、労働時間規制を及ぼす必要性が低い)

監視・断続的労働従事者は所轄労基署長の許可が必要です。

(2) 管理監督者

労基法第41条で農業・水産業や監視・断続的労働従事者と同列で規定されていることから、労基法の起草者は必ずしも現行の管理監督者の行政解釈(労働時間規制の枠組みを超えて活動することが要請されざるを得ない地位のもの)を想定していたとは個人的には思いませんが、現行の行政解釈では、非常に範囲が限定された内容となっております(昭和63.3.14基発150号より参照)。

労働条件の決定等労務管理について経営者と一体的な立場にあるもの(指示を受けない)

労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も各規制になじまないような立場にあるもの

該当性の判断は、資格や職位の名称に捉われる事なく、職務内容、権限と責任、勤務態様の実態に着目して行うべきほか、賃金等の待遇面も考慮(一般労働者に比して優遇)。



< 本事実の結論は？ >



本事実の結論としては、経営者 Y の指示を受けずに、各自の裁量で業務を行っていたとは認められないことから、経営者 Y と一体的な立場において労働時間、休憩および休日等の規制の枠を超えて活動することを要請されてもやむを得ないものと言えるほどの重要な職務上の権限が与えられていたとは言えず、また、待遇面(給与額)でも厳格な労働時間等の規制をしなくても十分といえるほどの優遇措置が講じられていると判断することは困難であるとして管理監督者該当性を否定されました。(本事実とは別ですが、平成20年の日本マクドナルド事件でも同じような判断基準が用いられており、管理監督者該当性については、非常に厳格な判断をされる傾向にあります。)

労基法上の管理監督者の範囲は非常に狭く、ごく一部の例外的な取り扱いであって、従業員に対しては時間外手当の支払いが基本となることから、いわゆる管理職に対しても大半の方については労働時間の把握・時間外手当を含めた賃金体系の構築(残業単価の設定など)が必要となることについて、ご注意ください。

社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。TEL: 03-3694-6091
E-Mail: info@yamadasougou.co.jp



YAMADA
TOTAL
SUPPORT